

高松市監査委員告示第 17 号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 31 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成13年度

監査テーマ2 硬直化した人件費について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	指摘	勤務評定制度を改善（評定結果の昇格、昇給へのより厳格な反映）すべきもの	P61	総務局	人事課	R7.2.13
2	指摘	勤務評定制度を改善（よりメリハリのついた勤勉手当支給格差の是正）すべきもの	P61			
3	意見	人事評価制度の根本的見直し及び年功序列給与体系の廃止を検討する必要があるもの	P61			

監査実施年度 平成20年度

監査テーマ1 公の施設の指定管理者制度について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
4	意見	経営改善等のモニタリングの継続について（公益財団法人高松市文化芸術財団）	P63	創造都市推進局	文化芸術振興課	R7.3.7

監査実施年度 平成22年度

監査テーマ1 高松市文化芸術ホールの管理運営及び財団法人高松市文化芸術財団に係る出納その他の事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
5	意見	大規模施設の修繕において、事前予測した修繕計画をもとに予算計上する計画保全とすることについて（高松市文化芸術ホール）	P42	創造都市推進局	文化芸術振興課	R7.3.7
6	意見	大小ホールの機能を建設当初のまますべて維持することの必要性について（高松市文化芸術ホール）	P42			

監査実施年度 平成26年度

監査テーマ 市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
7	意見	資産税課の異動期間の見直しや職員の増員等について【固定資産税（土地）】	P57	総務局	人事課	R7.2.13

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
8	意見	各課で雇用する非常勤嘱託職員、臨時的任用職員の給与計算について	P32	総務局	人事課	R7.2.13

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和4年度

監査テーマ 高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
9	意見	他団体との連携による活動を強化することについて（有限会社香南町農業振興公社）	P108	創造都市推進局	農林水産課	R7.3.5
10	意見	経理規程を作成することについて（有限会社香南町農業振興公社）	P109			

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／硬直化した人件費について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	勤務評定制度を改善（評定結果の昇格、昇給へのより厳格な反映）すべきもの	
指 摘 の 内 容	勤務評定制度の改善（現行の人事給与制度上での） ・ 評定結果の昇格、昇給への反映（より厳格な）	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P61	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月13日
所 管 課 等	総務局 人事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、職員が職務の遂行において発揮した能力及び達成した実績を、公平かつ公正に評価することを目的とした人事評価制度を、管理職員は平成24年度から、一般行政職員は26年度から、全職種を対象としては28年度から実施しており、評定結果を昇格や昇給の参考資料として活用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／硬直化した人件費について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	勤務評定制度を改善（よりメリハリのついた勤勉手当支給格差の是正）すべきもの	
指 摘 の 内 容	勤務評定制度の改善（現行の人事給与制度上での） ・ 勤勉手当支給格差の是正（よりメリハリのついた格差の設定）	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P61	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月13日
所 管 課 等	総務局 人事課
措 置 結 果	本件指摘事項については、職員が職務の遂行において発揮した能力及び達成した実績を、公平かつ公正に評価することを目的とした人事評価制度を、管理職員は平成24年度から、一般行政職員は26年度から、全職種を対象としては28年度から実施しており、評価結果を勤勉手当の支給率の参考資料として活用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／硬直化した人件費について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	人事評価制度の根本的見直し及び年功序列給与体系の廃止を検討する必要があるもの	
意 見 の 内 容	国家公務員ならびに他の地方公共団体にて検討されている公務員としての人事制度の在り方について中長期の視点で根本的に検討していく必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P61	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月13日
所 管 課 等	総務局 人事課
措 置 結 果	本件意見については、職員が職務の遂行において発揮した能力及び達成した実績を、公平かつ公正に評価することを目的とした人事評価制度を、管理職員は平成24年度から、一般行政職員は26年度から、全職種を対象としては28年度から実施しており、評価結果を昇格や昇給を含む任用管理の参考資料や人材育成に活用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成20年度／公の施設の指定管理者制度について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	経営改善等のモニタリングの継続について（公益財団法人高松市文化芸術財団）	
意 見 の 内 容	外郭団体改革という視点から、指定管理料が民間相場と比較して、適正価格であるか否か判別できない状態にある。したがって、以前と同様に、市が同団体に経営改善等のモニタリングを継続することが必要になった。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P63	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年3月7日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化芸術振興課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降もモニタリングを継続しており、直近では令和6年7月に、当課職員が、高松市文化芸術財団の収支に関する文書の確認や契約状況及び経営状況の聞き取りなどにより、管理運営が適切に行われていることを確認した。 なお、モニタリングの中で、改善の余地があると思われる事項については、同財団と解決に向けた協議を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成22年度／高松市文化芸術ホール管理運営及び財団法人 高松市文化芸術財団に係る出納その他の事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	大規模施設の修繕において、事前予測した修繕計画をもとに予算計上する計画保全とすることについて（高松市文化芸術ホール）	
意 見 の 内 容	修繕が事後保全となっていたことも問題である。大がかりな施設であるのだから、所有者である市は、設備の不具合が生じてから対応するのではなく、将来発生する故障を事前に予測した修繕計画をもとに、予算計上する、計画保全とすべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P42	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年3月7日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化芸術振興課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、高松市文化芸術ホールの指定管理者である公益財団法人高松市文化芸術財団に対し、修繕が必要である箇所について、優先順位を付けて提出するよう依頼しており、その優先順位に基づき、周辺施設の改修工事実施時期との調整を行いながら、修繕計画を立てていくこととしている。 なお、同ホールは、特定天井の脱落防止対策や老朽化した設備の更新等のため、令和4年度から5年度にかけ、休館を伴う大規模改修工事を行った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成22年度／高松市文化芸術ホールの管理運営及び財団法人 高松市文化芸術財団に係る出納その他の事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	大小ホールの機能を建設当初のまますべて維持することの必要性について（高松市文化芸術ホール）	
意 見 の 内 容	設備が巨大で豪華であるということは、当然修繕料も比例して多額に生じると考えられる。建設当時の募集要綱によると、舞台用の音響設備・照明装置等は20億円程度見積られていたが、利用率が高いことは消耗も加速させていると考えられ、今後は多額の修繕料が問題になってくると考えられる。その時は、その修繕料が高松市の財政に与える影響等を加味しながら、大小3つのホールについて、建設当初の機能をすべて維持する必要があるのか、検討すべきであると考えます。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P42	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年3月7日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化芸術振興課
措 置 結 果	本件意見に係る高松市文化芸術ホールについては、令和4年5月の高松市公共施設再編整備計画改定に際し、施設・機能について検討を行った結果、これを継続することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成26年度／市税・使用料及び手数料並びに関連する債権 管理の事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	資産税課の異動期間の見直しや職員の増員等について【固定資産税（土地）】	
意 見 の 内 容	高い専門性と所有者との折衝能力等の特殊技能が必要となる資産税課については、他課と異動方針を区分して、長期的な視点に立った育成計画や、実務経験、知識が豊富な職員を一定数確保できるようにするために異動期間の見直しや、職員の増員等を図ることが必要と考える。また、職員の専門性の早期向上を実現するために、業務マニュアルの充実や内部研修の充実を図る必要があると考える。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P57	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月13日
所 管 課 等	総務局 人事課
措 置 結 果	本件意見については、平成28年度から、資産税課の職員を1名増員するとともに、29年度からは、同一業務や関連性の高い業務で高度な知識や幅広い知識を必要とする人材を育成するために実施する公募制人事異動の対象職務に、配置期間を5～8年とする固定資産税賦課に関する職務を加え、令和6年度は当該職員を4名配置し、スペシャリストの育成に取り組んでいる。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	各課で雇用する非常勤嘱託職員、臨時的任用職員の給与計算について	
意 見 の 内 容	市では、正職員の給与は、総務局人事課で計算し、各課で雇用する非常勤嘱託職員、臨時的任用職員の給与計算については、各課で実施している。子育て支援課では、放課後児童クラブの支援員100名程度、補助員700名程度、こども園運営課では、こども園、保育園、幼稚園の非常勤嘱託職員500名程度、臨時的任用職員700名程度の給与計算を実施している。 各施設において、紙ベースの手書きの月報等を作成し、管理者が承認し、市役所の担当課（子育て支援課、こども園運営課等）に送り、各担当課にて、紙ベースの月報等から、表計算ソフトに時間等を入力して給与計算をしている。 これらの勤怠管理、給与計算について、ネットワークシステムを導入して、現場で時間等を入力、現場の責任者が承認し、システムで給与の自動計算を実施し、各課では、異常がないかのチェックを実施し、自動で銀行振込データを作成することが効率的である。また、集計機能より、施設ごとの合計を出すなど、分析も容易になる。市役所で統一したシステムの導入を検討されたい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P32	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年2月13日
所 管 課 等	総務局 人事課
措 置 結 果	本件意見については、令和2年4月施行の会計年度任用職員制度への移行に伴い、全庁で統一された庶務管理システムによる勤怠管理を行うとともに、人事課において、給与システムによる給与計算を行い、一括執行している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の 執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	他団体との連携による活動を強化することについて（有限会社香南町農業振興公社）	
意 見 の 内 容	当該団体が行っている農業体験は、高松市だけでなく、県内の他市町やひいては県外からも訪れるほどの潜在能力はあるにも関わらず、収益性が低い状況である。 香南アグリームが所在する高松空港近隣の他の団体と連携したイベントの実施や教育現場との連携等は近年取り組んできているため、今後はその効果検証を行い、高松空港近隣のみならず市の関連する他の団体と連携する等引き続き香南アグリームへ市民や観光客が足を運ぶ仕組みづくりとすべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 108	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年3月5日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部 農林水産課
措 置 結 果	本件意見については、香南町農業振興公社を含む高松空港エリア周辺の農業者を構成員とし、農業を通じた地域経済の活性化、グリーン・ツーリズムの推進及び市民・農業者・観光客等の交流を通じたコミュニティ形成を目的とした、高松空港エリア観光農業推進協議会を、令和6年7月に設立し、香南アグリームを含む関係4施設のPRと集客増に取り組んでいる。 また、同協議会が主体となり実施するグリーン・ツーリズム推進事業において、利用者等のニーズを把握するためのアンケートを実施したほか、同施設の近隣保育園を中心に県内149か所へ、施設PR用カレンダの配布に合わせた利用調査を行うなど、事業効果の検証を実施した。 さらに、同施設においては、子どもたちと動物がふれあう機会を創出するため開催された、「動物とのふれあい事業」に参加し、同施設のPRを行ったほか、瀬戸内国際芸術祭2025の開催効果を広く波及させる割引協力施設として登録されたことを契機に、県内他施設と連携を図りながら、利用促進に向けた活動を強化することとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和4年度／高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の 執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	経理規程を作成することについて（有限会社香南町農業振興公社）	
意 見 の 内 容	経理規程は、内部規程であるため作成義務ではないものの、下記のような効果がある。 ①経理規程を作成することにより、経理業務における不正やミスの発見、及び防止機能を高め、内部監査機能を盛り込むことで財務諸表の信頼性と処理効率性を高める。 ②経理業務の詳細を定形化することで業務の効率化を図り、正確な企業情報をタイムリーに収集・分析することが可能となる。 ③経理業務では様々な関連法令（企業会計原則・税法等）を遵守する必要があり、これらの法令に則って、会計処理を行うことにより法律を厳守することができる。 ④経理担当者が代わったとしても規程を参照することにより、正しい会計処理やルールを理解することができ、業務に支障をきたすことなく、帳簿を締めることができる。 市の外郭団体として間接的に公金を扱う以上、適切な内部規程による経理業務が望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 109	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年3月5日
所 管 課 等	創造都市推進局 産業経済部 農林水産課
措 置 結 果	本件意見については、令和6年4月に、法人としての財政状況及び経営実績を明らかにするとともに、今後の経営の発展に資するべく、経理規程を作成した。